

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成30年度第2回) 議事要旨

第1 日時

平成30年9月19日(水) 午後1時30分(午後1時50分閉会)

第2 場所

仙台高等裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員) 大淵憲一・官澤里美・畔柳章裕・大善文男(委員長)・成瀬幸典

(庶務) 秋元仙台高裁総務課長・菅沢仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 宮田仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告
- 2 平成31年上半期の裁判官指名候補者の情報収集について
- 3 次回の予定について

第5 議事

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告
庶務から、次の各期日の審議結果の概要が報告された。
 - (1) 平成30年7月6日
 - (2) 平成30年9月3日
- 2 平成31年上半期の裁判官指名候補者の情報収集について
 - (1) 情報受付の周知依頼について

審議の結果、平成30年9月7日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長通知に従って、別紙1及び別紙2の依頼文書により、対応する検察庁及び弁護士会に対して、情報収集の受付期限を平成30年10月19日までとして情報受付の周知依頼をすることとされた。

なお、庶務から、前回委員会において、各依頼文書の「3 情報収集における留意事項」記載の「適格性に疑義が生じない情報」に関し、「裁判官の適格性に疑義が生じない情報」と読まれる可能性があるとの議論があったことについて中央委員会庶務に伝えた旨の報告がなされた点について、中央委員会庶務から、同通知の発出者である中央委員会委員長に相談し、仙台地域委員会の議論も理解できないわけではないが、ここにいう「適格性」が「裁判官の適格性」ではなく「情報の適格性」を意味することは十分に理解でき、これまでの情報収集において特に疑義が生じていないことも踏まえると、文言を変更するまでの必要はないとして、当該通知の文言は変更しないこととされた旨の連絡があったことが報告された。

(2) 提供された情報の扱いについて

情報受付の周知依頼に基づき、当委員会に情報が提供された場合は、従前どおり、その都度、庶務において各委員に連絡し、各委員は、来庁して提供された情報を閲覧することとされた。

第6 次回の予定について

11月1日（木）午後1時30分

(別紙1)

平成30年9月 日

(検察庁宛て) 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 大 善 文 男

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴庁に対応する裁判所所属の平成31年1月から平成31年9月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついでには、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成30年10月19日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付けます。）

なお、当委員会の次期開催予定日は、平成30年11月1日（木）です。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（対象裁判官の氏名及び所属、情報内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できるだけ日時と具体的状況に基づいて記載してください。）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各情報提供者個人から直接、当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し

郵送（親展表示，「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参してください（※）。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので，所属の検察官からの情報提供は，各検察官から直接，当地域委員会宛てに行っていただくよう御配慮をお願いします。

※情報の提出先

郵便番号 980-8638

仙台市青葉区片平1丁目6番1号

仙台高等裁判所事務局総務課内

仙台地域委員会庶務担当

(別紙2)

平成30年9月 日

(弁護士会宛て) 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 大 善 文 男

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴会に対応する裁判所所属の平成31年1月から平成31年9月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成30年10月19日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付けます。）

なお、当委員会の次期開催予定日は、平成30年11月1日（木）です。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（対象裁判官の氏名及び所属、情報内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できるだけ日時と具体的状況に基づいて記載してください。）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各情報提供者個人から直接、当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し

郵送（親展表示，「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参してください（※）。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，所属する会員からの情報提供は，各弁護士から直接，当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いします。

なお，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から，弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の従前の考え方を引き続き伝えていただきたいとの要請がありましたので，併せて御配慮をお願いします。

※情報の提出先

郵便番号 980-8638

仙台市青葉区片平1丁目6番1号

仙台高等裁判所事務局総務課内

仙台地域委員会庶務担当